

SDGs・ サステナビリティへの 取り組み

対談日 2023年11月29日

場所 岩手県 陸前高田市
交流施設 ほんまるの家

登壇者 都市再生機構 :財務部 次長 平澤様
財務部 担当課長(市場金融担当) 川村様
岩手県 :総務部財政課 特命参事兼調査担当課長 岩間様
総務部財政課 主任主査 西川様
大和証券 :グローバル・インベストメント・バンキング担当付
サステナビリティ・ソリューション推進役 清水

街に、ルネッサンス





はじめに

大和

2023年度の国内のSDGs債市場は、11月末時点で既に2022年度の発行総額4兆7千億円規模に迫るまで拡大しています。サステナビリティへの取り組みが更に活発化することで、SDGs債市場は2024年度以降も確実に拡大基調が継続すると確信しています。

本日は、「SDGs・サステナビリティへの取り組み」と題して、岩手県の陸前高田市においてSDGs対談を実施致します。

SDGs債の発行体である都市再生機構の平澤様・川村様、そしてSDGs債発行体であり、投資家としても都市再生機構のSDGs債に投資表明をしている岩手県の岩間様・西川様から、幅広くSDGs・サステナビリティの取り組みを中心にお話を頂きます。

陸前高田市は、東日本大震災によって、甚大な被害を受けましたが、都市再生機構が復興市街地整備、災害公営住宅整備の事業を行い、地域の復興に向けて着実に進展しています。都市再生機構が東日本大震災の復興支援を受託し、そして、岩手県が都市再生債券を購入・投資表明をしていただいたことをきっかけとして、本対談が実施する運びとなりました。そして、対談場所が陸前高田市において実施されることになったことに感銘を受けています。関係者の皆さまに厚く御礼申し上げます。

第一部:都市再生機構の事業概要及び岩手県内での取り組み

大和

それでは、まずは、都市再生機構の平澤様にお聞きします。都市再生機構は都市再生事業、賃貸住宅事業、震災復興支援事業を3つの柱として、我が国が抱える社会的課題の解決に、まちづくりやくらしづくりを通じて貢献されています。

岩手県における都市再生機構のお取り組みを含めて、都市再生機構の事業についてお話し頂けますでしょうか。

都市再生機構
(平澤様)

本日はこのような貴重な対談の場を設けて頂き、御礼申し上げます。当機構は、戦後の高度成長期、都市部への人口流入が引き起こした住宅不足解消のために設立された日本住宅公団からスタートし、以来60年以上にわたり、時代時代の社会課題に向き合いながら、まちづくり、くらしづくりを通じて社会的価値を生み出してきた組織です。ダイニングキッチンなどの新しい住宅様式の提案による良好な住環境の整備、再開発や区画整理などの事業手法を駆使した都市の魅力や防災性の向上など、政策課題、地域課題の解決に努めてきました。



都市再生機構 財務部 次長
平澤様

当機構の事業は大きく3つの柱で構成されています。まず1つ目の柱は、都市再生事業です。都市の国際競争力の強化や、防災性の向上など、安全で魅力あるまちづくりに向けて都市再生を推進しています。また、地域経済の活性化やコンパクトシティの実現に向けた地方都市の再生にも力を入れています。これまでのまちづくりの経験により蓄積されたノウハウ、政策実施機関としての立場や権能を活かして、地方公共団体の皆さまと強固なパートナーシップを築きながら、まちづくりを支援しています。

2つ目は、賃貸住宅事業です。UR賃貸住宅にお住まいの方々の安全、安心、快適な住まい環境を整備するのはもちろんのこと、少子高齢化やコミュニティの希薄化といった団地を含む地域の社会課題に対応するため、住民活動の支援や、地域に求められる施設の誘致など、地域関係者の皆さまと連携して、多様な世代がいきいきと暮らし続けられる住まい・まちの実現を目指しています。

3つ目の柱は、東日本大震災からの震災復興支援事業です。東日本大震災の発災後、当機構は被災地域における復興支援を最優先業務と位置付け、発災直後から現地に職員を派遣して復旧支援にあたり、その後、岩手県様を含む26の被災自治体の復興まちづくりを推進してきました。津波被災地域における復興市街地整備事業および災害公営住宅整備事業については、令和3年度までにすべての地区で事業を完了しました。令和3年度から始まった第2期復興・創生期間では、福島県の原子力災害被災地域において、国や被災地方公共団体と連携し、ハードとソフトの両面から引き続き支援を行っています。

ここ、陸前高田市も当機構が復興支援を行った地区です。陸前高田市は震災の被害が際

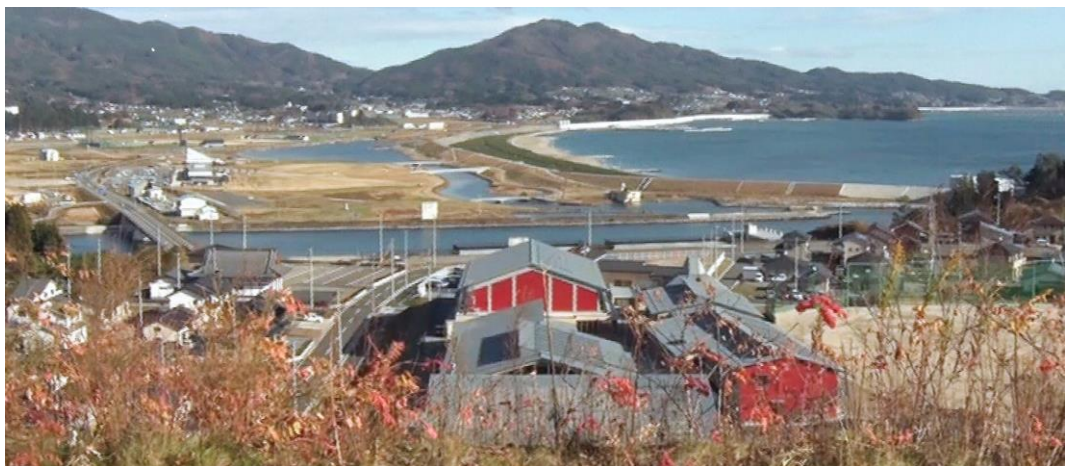
立って大きかったため、当機構が受託した高田地区、今泉地区の復興市街地整備事業2地区合計面積は約300ヘクタールにも及び、岩手県内で最大級の復興事業となりました。津波で被害を受けた土地をかさ上げするために、今泉地区の山を削り、その土砂を全長3キロのベルトコンベアで高田地区に運ぶ方法を採用しました。これにより、1日2万立方メートル、ダンプカー換算で4,000台もの土砂を運び、通常のダンプ運搬では運搬期間だけで約8年半かかる計算のところ、設置も含め約2年半で完了させました。このベルトコンベアは復興事業のランドマークとして話題になり、市内の小学生から名称を公募して「希望のかけ橋」と名付けられました。平成26年10月には高田地区で下和野災害公営住宅の入居が始まり、平成29年4月には商業施設「アバッセたかた」、平成29年10月には震災前からの陸前高田の名店が街並みをつくる「まちなかテラス」がオープンし、ここ「ほんまるの家」も供用が開始されました。陸前高田市における事業は令和4年1月に換地処分が終了、これをもって、津波被災地域におけるすべての事業が完了しました。

大和

ありがとうございます。都市再生機構の3つの柱の事業、特に震災復興支援事業が改めて認識できました。ここ陸前高田市の復興に都市再生機構の支援があったこと、そして今現在、「まち」としての活性化につながっていることを認識できました。



高台における造成工事の様子(2016年頃)
出所:URフォトコンテスト応募作品



陸前高田市の現在の様子(2023年11月) ※上記写真と同じアングルから撮影
出所:大和証券撮影

第二部:岩手県のSDGs・サステナビリティへの取り組み

大和

続いて、岩手県の岩間様にお聞きします。貴県での震災のご経験も踏まえた「いわて県民計画」について教えてください。

SDGs・サステナビリティへの取り組みとして、「第2期アクションプランの第2期政策推進プラン」や「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」の改訂などについてご説明いただけますでしょうか。

岩手県
(岩間様)

本県は令和元年度に、社会経済情勢の変化など、時代の潮流を踏まえた県の政策推進の方向性を示す最上位の計画として、「いわて県民計画(2019~2028)」を策定しました。この計画では、基本目標として「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を掲げています。これは東日本大震災津波からの復旧・復興の中で学び、培った、経験や一人ひとりの幸福を守り育てる姿勢を県政全般に広げ、県民相互に、さらには岩手県とかかわりのある人々がお互いに幸福を守り育てる岩手を実現し、全ての県民が希望を持つことのできる「希望郷いわて」になるという思いが込められた目標です。

今年(令和5年)3月に第2期アクションプランを策定し、このうち第2期政策推進プランでは、人口減少対策を最優先で取り組むべき課題と位置づけ、4つの事項を重点事項と掲げています。これらの重点事項はすべて、幸福を守り育てるという計画の基本目標に基づくものであり、SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念と相通じる考え方であり、本県はこれらの施策を通じて持続可能な社会の構築に取り組んでまいります。

環境面での取り組みとしては、今年(令和5年)3月に「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を改訂し、2030年度までに温室効果ガスの排出量を2013年度比で57%削減すること等を目標として掲げています。これは、温室効果ガス削減目標をめぐる国の動向や、地政学的緊張によるエネルギー価格の高騰といった社会情勢の変化を踏まえ、本県の強みでもある自然の豊かさと豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを活かし、地域経済と環境に好循環をもたらす脱炭素社会の推進に向けた取り組みを進めることを目的としたものです。

これにより、省エネルギーと再生可能エネルギーで実現する豊かな生活と持続可能な脱炭素社会の構築を目指してまいります。



岩手県 総務部財政課
特命参事兼調査担当課長
岩間様

大和

ありがとうございます。「いわて県民計画」は、震災津波の経験に基づき復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てるという観点から策定されているんですね。岩手県の強みである「自然の豊かさ」と「豊富な再生可能エネルギーのポテンシャル」を活かしていくのが「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」で重要であることを認識いたしました。続いて、岩手県の西川様にお聞きします。グリーン／ブルーボンド発行の経緯や具体的な資金使途についても教えていただけますでしょうか。

岩手県
(西川様)

森・川・海の豊かな自然が存在する本県の環境保全の取り組みでは、森林、河川、海岸等における多様な自然環境を、人の活動と調和を図りながら体系的に保全することが不可欠でした。そのような中、県内におけるGXの推進による地域経済と環境に好影響をもたらす持続可能な新しい成長を目指す取り組みを実施するとともに、東日本大震災津波で被災した三陸海岸における海洋と沿岸の保全強化等に資する事業を推進していくため、地方公共団体として初めて、海洋資源や生態系の保全に資するブループロジェクトも資金使途に含めた「グリーン／ブルーボンド・フレームワーク」を策定し、令和5年7月に全国の地方公共団体で初めてグリーン／ブルーボンドを発行しました。



岩手県 総務部財政課 主任主査
西川様

具体的な資金使途は、グリーンプロジェクトでは信号機のLED化や河川改修事業、国定公園・自然公園の整備などが、ブループロジェクトでは水産高校実習船の整備や防波堤、護岸等の整備などがあります。なお、これらの成果等は今後レポーティング等で開示してまいります。

大和

ありがとうございます。津波で被災した三陸海岸の保全強化などのブループロジェクトを含む資金使途の背景が認識できました。自然環境を体系的に保全しながら、地域経済、環境の促進の好影響をもたらす持続可能な成長を目指していくという決意が感じられました。

第三部:都市再生機構のSDGs・サステナビリティへの取り組み

大和

再び、都市再生機構の川村様にお聞きします。都市再生機構は令和5年度からサステナビリティボンドの発行を開始されましたが、都市再生機構における具体的なSDGs・サステナビリティへの取り組みについて、ご説明いただけますでしょうか。

また、サステナビリティボンド発行の経緯や具体的な資金使途についても教えていただけますでしょうか。

都市再生機構
(川村様)

当機構は環境に配慮した事業を行っていくため、平成17年度に環境配慮方針を策定・宣言し、平成31年度から始まった「第4期中期計画」においても、「地球温暖化対策の推進」や「都市の自然環境の保全・創出」などを掲げ、SDGsへの貢献や脱炭素社会に向けた活動を進めてきました。地球温暖化対策の推進に当たっては、平成20年3月に地球温暖化対策の実行計画を定めたUR-eco Plan2008を策定しました。平成31年4月に策定した最新のUR-eco Plan 2019では、日本政府による2050年カーボンニュートラル宣言などの国際的な潮流の変化や社会の動きを踏まえ、賃貸住宅の建替えに伴うZEH相当仕様の標準化や太陽光発電設備の設置の標準化などの目標を新たに付け加えるべく、令和4年7月に一部を改訂しました。令和6年には新たなUR-eco Planの策定も予定しています。

次に、サステナビリティボンドの発行についてですが、令和2年度に、当機構が実施する事業はすべて『社会的課題』の解決に資するソーシャルプロジェクトと第三者評価を受けており、また他方で環境面においては前述のとおり15年以上前から積極的に環境に対する取り組みを行ってきていたところでした。冒頭、大和証券さんからご説明がありましたとおり、昨今SDGsやESG投資という概念が広く社会に浸透してきたことを受け、当機構が環境に配慮した事業執行をしていることを資金調達にも活用し、さらに当機構のプレゼンスを向上させたいという考えもあり、令和5年3月にサステナビリティ・ファイナンス・フレームワークの第三者評価を取得、令和5年6月に初のサステナビリティボンドの発行を実現しました。グリーンプロジェクトの具体的な資金使途は、UR賃貸住宅の改修時における複層ガラス化や屋外空間における植樹、樹木の移植保存、都市再生事業におけるCASBEE取得や自然エネルギー利用の取り組みなどがあります。なお、これらの成果などは、今後レポートにより開示していく予定です。



都市再生機構
財務部 担当課長(市場金融担当)
川村様

大和

ありがとうございます。15年以上の環境面での取り組みが、今年、令和5年度になってサステナビリティボンドの発行につながっているのですね。令和6年に策定を予定されている新たなUR-eco Planの公表も楽しみに待ちたいと思います。

第四部:SDGs債の投資に至った経緯と、 発行体としての都市再生機構への要望について

大和

続いて、岩手県様は投資家としてもSDGs債投資を掲げていらっしゃいます。都市再生機構の平澤様から、投資家としての岩手県様にお聞きしたいことを伺えたらと思います。平澤様、お願い致します。

都市再生機構
(平澤様)

投資家として岩手県様には、当機構のSDGs債への投資、更には投資表明も頂戴しており、御礼申し上げます。

岩手県様はSDGs債への投資に際して、どういった点を重視していらっしゃるか、また、当機構のSDGs債をご選択頂いたお考えや背景をお伺いできますでしょうか。

岩手県
(岩間様)

地球温暖化や持続可能な社会の実現といった世界的な課題への対応が急務となる中、金融市場においては、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)というESGの要素を投資方針上重視する「ESG投資」の重要性が高まっていると認識しています。

本県も、今年度、全国の地方公共団体で初となるグリーン／ブルーボンドを発行しておりますが、投資する立場としても、SDGsに積極的に取り組む団体に投資することにより、社会全体の機運醸成につながると考えています。

特に、都市再生機構様には平成23年3月の東日本大震災発災後すぐに県内自治体に多くの職員を派遣いただくとともに、「岩手震災復興支援本部」を設置いただき、復興計画の策定から、復興市街地整備、災害公営住宅の建設など、さまざまな御支援をいただきました。県内の被災市町村には、大規模な土地区画整理事業の経験がなかったため、都市再生機構様の総合的な開発のノウハウがなければ現在の復興の姿はなかったと考えています。

これまで、本県は都市再生機構様から多くの御支援をいただいたという関係性も勘案し、都市再生機構様への投資を決めたという経緯があります。

都市再生機構
(平澤様)

ありがとうございます。当機構の復興支援事業がきっかけでご投資及び投資表明を頂けたとお話を頂戴し、大変幸甚に存じます。

先ほど岩間様がお話しされた「いわて県民計画」については、本当に共感を覚えたものでした。「一人ひとりの幸福を守り育てる」「東日本大震災津波からの復旧・復興の取り組みの中で、学び、培った経験を活かす」といった考え方は、都市再生機構の事業にも通じるものがあります。当機構の津波被災地域における震災復興支援事業は、令和3年度に全て完了しましたが、東日本大震災における復旧・復興支援から得た経験を活かすべく、当機構は平時においても、地方公共団体などに対し、事前防災に係る技術的な支援や復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して積極的な支援を行っています。

また、当機構は復興支援や地方都市再生などで事業を共にした自治体との関係を事業終了後も継続させ、地域の魅力を団地の住民など都市再生機構が関わるたくさんの人たちに発信し、地域の活性化につながるよう皆さまを応援していきたいという思いから、「URふるさと応援プロジェクト」を進めています。これは、「観光に来てほしい」「まちを知ってほしい」「特産品を買ってほしい」といった悩みを抱える多くの自治体に対して、都市部の方々が集まる場やUR賃貸住宅(団地など)にお住まいの方をつなぎ、自治体の特産品を販売・観光をPRする機会や場所を提供するものです。令和4年度は全国14の団地のイベントに地方都市をお呼びしてプチマルシェを開催しました。実は「三陸復興マルシェ」と題して、復興庁岩手復興局と連携し、岩手県三陸エリアの物産品を東京都内などで販売させていただいております。

これらの事業はほんの一例ですが、当機構は社会的課題・環境的課題の解決に資する様々な事業を実施しており、岩手県様はじめ、ご投資いただいた資金を活用して持続可能な社会の実現に貢献してまいりたいと思っております。

大和

ありがとうございます。国内で度重なる自然災害における復旧・復興支援や、発災時に備えた事前防災への貢献は、正にいま日本が抱える大きな課題である、地方創生の課題と密接に関わっています。

岩手県の岩間様から地方公共団体による都市再生機構SDGs債への投資意義について触れて頂きました。西川様から、今後も質の高いSDGs債発行を継続して頂くにあたり、都市再生機構へのご要望などございましたら、お話し頂けますでしょうか。

西川様、お願い致します。

岩手県
(西川様)

まず、東日本大震災からの復興が典型例ですが、引き続き地域づくり・まちづくりへの御支援をお願いしたいと思います。その中で、必要な資金をソーシャル・ファイナンスやサステナビリティ・ファイナンスにより調達されると思いますが、SDGs債に投資する立場としては、より多くのインパクトが創出される銘柄を選びたいと考えており、その判断材料となるインパクト・レポーティングが重要だと考えています。都市再生機構様のインパクトレポートはととてもわかりやすく、発行体の立場としても参考にしたいと思っておりますが、引き続き積極的な情報開示をお願いします。

また、実務的な話では、超長期債などを含む多様な年限の債券を定期的に発行いただけますと本県のような地方公共団体のニーズに適合するのではないかと考えています。

都市再生機構
(平澤様)

ご意見を頂戴しありがとうございます。当機構は今後も様々な社会課題に向き合いながら、まちづくり、くらしづくりを通じて社会的価値を生み出していく所存であり、引き続きSDGsへの貢献に取り組んでいきたいと考えています。

今後カーボンニュートラルなどのさらなる推進により、環境面については、投資家様の関心が一層高まるものと考えられます。したがって、将来においても選好される債券であり続けるために、適切なインパクトレポートをはじめとする開示の充実に関しては、引き続き様々な可能性を検討してまいります。

なお、我々は投資家様に当機構の事業がいかに環境的・社会的課題の解決に資するものであるのか、きちんとお伝えし、ご理解いただいた上でご投資いただきたいと考えております。本日実施していただいているエンゲージメントやIRなど、投資家様との対話を通じた相互理解は非常に重要であると認識しており、これからも積極的な対話を心掛けて行きたいです。

大和

ありがとうございます。陸前高田市でお話を聞くと、まちづくり、くらしづくりを通じて社会的価値を生み出していくこと、そしてSDGsへの貢献に取り組まれていることが、確信できます。

環境面については、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、投資家からの関心が更に高まります。

エンゲージメントについて加速的に重要性が増していますので、投資家との対話を継続して頂きたいと思います。



第五部:SDGs・サステナビリティへの取り組みにおいて 進むべき道

大和

最後に、東日本大震災という未曾有の危機を共に助け合い、復興への歩み続ける岩手県、都市再生機構のそれぞれにお聞きします。今後、お互いが目指すSDGs・サステナビリティへの取り組みのビジョンについて、お話し頂けますでしょうか。

岩手県
(岩間様)

本県では、震災以降復興の目指す姿を「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」と掲げ、若者や女性の参画による地域づくり、人やモノの交流活発化による創造的な地域づくり、多様な主体の連携を重視して、被災者一人ひとりのよりよい復興を成し遂げられるよう、最後まで必要な取り組みを実施してまいります。多様性や社会的包摂の視点を重視しながら、広い県内の実情に合った地域づくりを進めることで、将来においても希望を持てる岩手を実現していく必要があると考えております。そのためには県内外の様々な主体と協働し、県民が相互に幸福を守り育てるとともに、広く県外に向けて幸福を守り育てる機会を提供することができる岩手を実現するための、安定的で持続可能なより質の高い行政経営を進めてまいります。

都市再生機構
(平澤様)

当機構は、前身の日本住宅公団設立以降、安全・安心・快適なまちづくり・くらしづくりを通じて「人が輝くまち」の実現に貢献してきました。少子高齢化、地域経済の低迷、年々激甚化・頻発化する自然災害など、近年の社会課題はより困難かつ複雑化していますが、我々はこれらの社会課題に挑戦し続けることで、「人が輝くまち」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。そのためには、今まで以上に、地方公共団体の皆さまや、民間事業者の皆さまなど多様な主体との連携・協働が重要です。今後も皆さまとの連携・協働を通じて社会課題の解決を推進していくことを、一人でも多くの方から当機構へのご理解・ご支持をいただいた上で、我々は目指していくものと考えております。

大和

ありがとうございます。岩手県では、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」という復興の目標、都市再生機構では、『「人が輝くまち」実現に貢献し、社会課題に挑戦し続ける意志』が、SDGs、サステナビリティとしての根幹にあるコンセプト・理念であることを認識できました。復興に向けて着実に進展している陸前高田市で、都市再生機構、岩手県からのお話を聞くことができ、改めてSDGs、サステナビリティの観点の重要性について認識を高めることができました。

証券会社としては、こうした持続可能な発展に繋がる資金の流れを継続的に作り出せるよう、エンゲージメントを通して、SDGs債マーケットを更に拡大・安定化していかなければならないと、改めて感じさせられました。

本日はお時間をいただき、ありがとうございました。

広告等における表示事項

(金融商品取引法第37条に基づく表示事項)

本書面と一緒にご提供いたします各資料に記載した情報に基づき弊社と有価証券(みなし有価証券を含む、以下同様)の売買等のお取引をしていただく場合は、次の事項に十分ご注意ください。

お取引の手数料について

- お取引にあたっては、商品の購入対価の他に、個々のお取引ごとに、あらかじめお客様と弊社との間で決定した売買手数料^(注1)をいただく場合があります。また、購入対価に含まれる場合や手数料をいただかないお取引もありますので、お取引の都度、ご確認ください。なお、非居住者のお客様につきましては、有価証券をお預かりする場合には、最大で1年間に2百万円(税込)の常任代理人手数料をいただく場合があります。

お取引いただく際にご留意いただくリスクについて

- デリバティブ取引や信用取引等の場合、あらかじめお客様と弊社との間で決定した担保や委託保証金を差し入れていただく場合があります。その場合、お取引の額は、通常、差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回ります^(注2)。
- お取引の対象となる有価証券の種類により差異はありますが、金利水準、為替相場、株式相場、不動産相場、商品相場、排出権相場等の変動に伴い、金融商品の市場価格が変動すること等によって、損失が生じるおそれがあり、また、お取引の内容によっては、損失の額が差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 有価証券の発行者の業務又は財産の状況の変化等を直接の原因として損失が生じるおそれがあります。
- 流通市場が十分に整備されていない場合や、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、又は購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。また、かかる理由により有価証券の価格又は評価額を適正に算定できないおそれがあります。
- 弊社がご案内する店頭デリバティブ取引の売付け価格等と買付け価格等には差がある場合があります。

お取引いただく際の経理、税務処理について

- 金融商品の経理、税務処理については、事前に監査法人等の専門家に十分にご確認ください。

(注1) 売買手数料の額は、その時々々の市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

(注2) 委託保証金の額等のお取引の額に対する比率は、その時々々の市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

なお、手数料等及びリスク等は商品ごとに異なりますので、実際のお取引に当たっては、必ず締結される契約、契約締結前交付書面及び目論見書(作成される場合)、債券内容説明書(作成される場合)等を十分にお読みになり、お客様のご判断と責任に基づいてご契約ください。

目論見書(作成される場合)、債券内容説明書(作成される場合)のご請求・お問合せは、下記の金融商品取引業者を含む取扱会社までお願いいたします。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会